



鳥取県公報

平成 21 年 7 月 14 日 (火)
第 8 1 0 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 公 告 鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表（東部総合事務所県土整備局）・・・ 2
- 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活環境課）・・・・・・・・・・・・ 2

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成21年7月14日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	認可の期間	
千馬商会 代表者 千馬 高広	鳥取市湖山町 北三丁目468	鳥取市三津字大 浜ノ二1145外31 筆 (12,821平方メ ートル)	砂（65,893立 方メートル）	平成21年6月6日 から平成22年6月 5日まで	平成21年6月5 日
有限会社フォ ワード 代表取締役 郵 上 修	鳥取市湖山町 北四丁目701	鳥取市気高町八 束水字短尾2707 -162外4筆 (7,842平方メ ートル)	砂（17,144立 方メートル）	平成21年6月30日 から平成22年6月 29日まで	平成21年6月30 日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成21年7月14日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成21年8月7日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1226-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の 各警察署の管内に居住する者

経験者講習	平成21年8月19日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎4階第33会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
初心者講習	平成21年8月27日 午前10時から午後 4時まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 5時間
- イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,800円
- イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑